

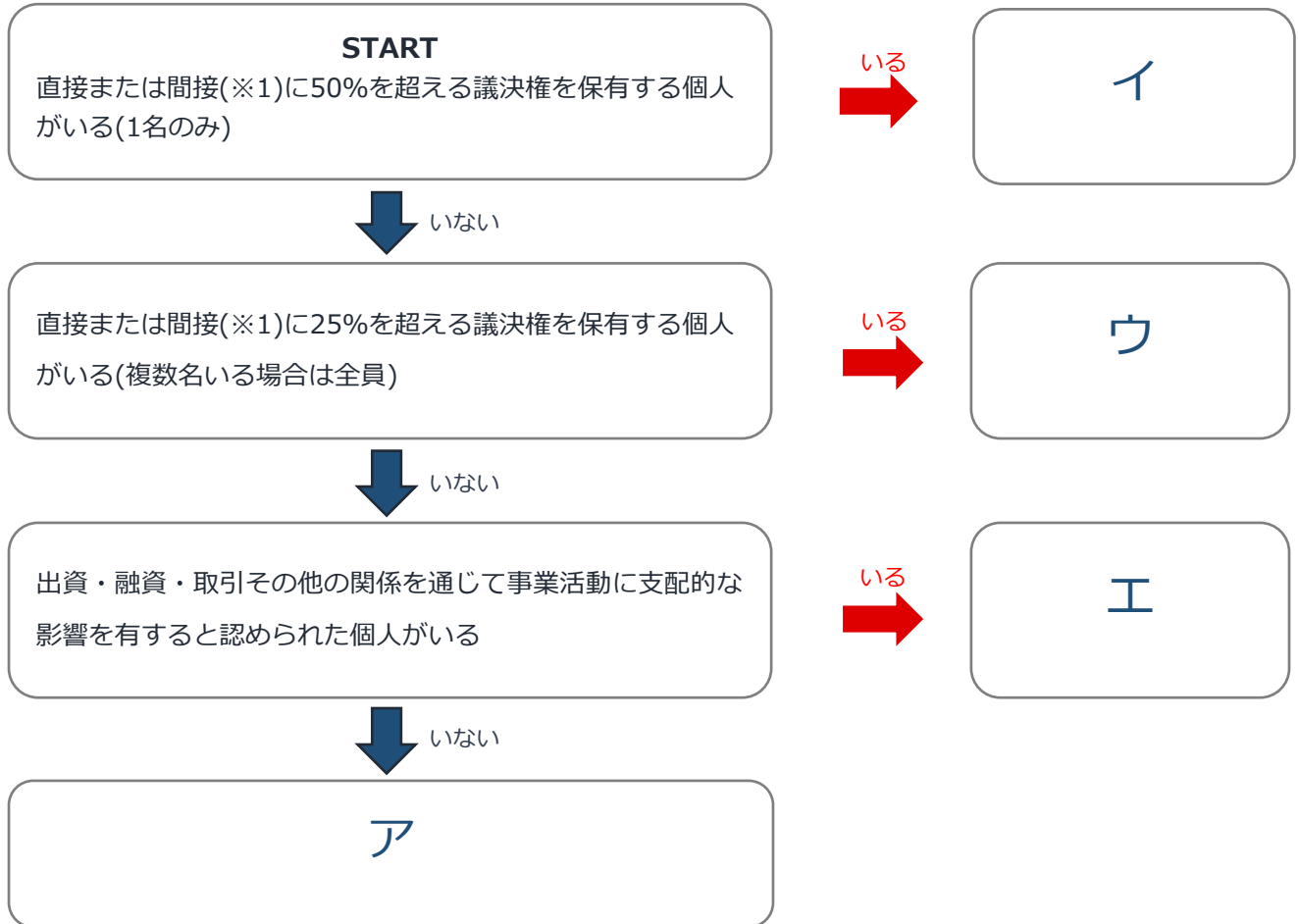
## 実質的支配者について

実質的支配者とは、法人のお客様の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる個人の方を指します。法人の議決権の25%超、直接または間接に有している個人の方などが、実質的支配者に該当します。

実質的支配者はそれぞれ法人の形態により異なり、アイウエに該当する人が対象となります。

### 資本多数決法人の場合

株式会社・有限会社・投資法人・特定目的会社など



ア 法人を代表し、その業務を遂行する個人(例:代表取締役)

イ 直接または間接(※1)に議決権の50%超を保有する個人(1名のみ)(※2)

ウ 直接または間接(※1)に議決権の25%超~50%を保有する個人(複数名いる場合は全員)

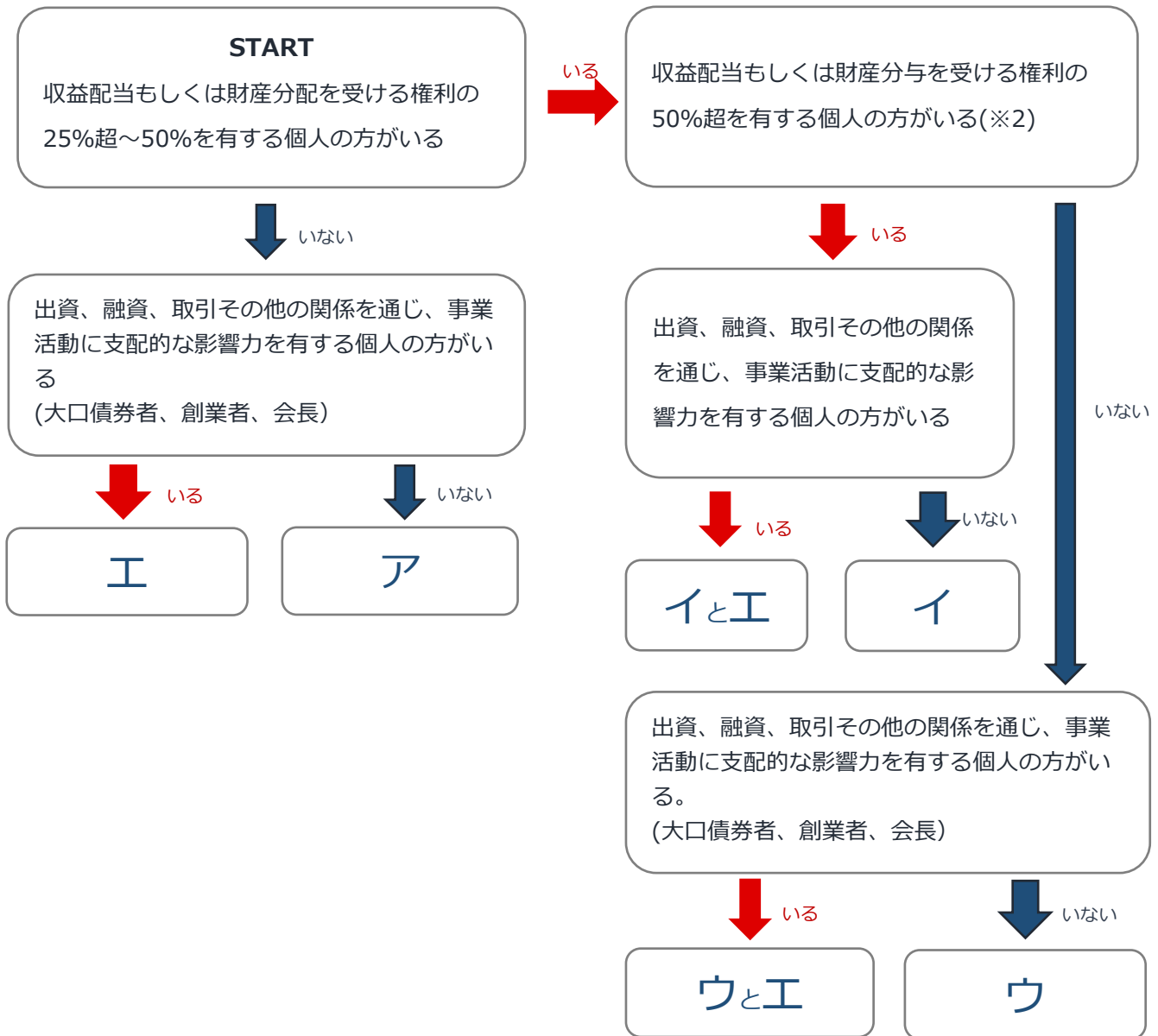
エ 出資・融資・取引その他の関係を通じ、事業活動に支配的な影響を有する個人(例:大口債券者・会長・創業者など)

※1 間接保有とは「50%を超える議決権を保有する支配法人」を通じて保有していることをいいます。

※2 日本国内の上場企業は個人とみなします。

## 資本多数決法人以外の場合

合名会社・合資会社・合同会社・一般社団・財団法人  
学校法人・宗教法人・医療法人・社会福祉法人・特定非営利活動法人など



ア 法人を代表し、その業務を遂行する個人の方（例：代表理事など）

イ 法人の収益又は財産の総額の50%超の収益の配当又は財産の分配を受ける権利を有する個人(1名のみ)(※2)

ウ 法人の収益又は財産の総額の25%超～50%の収益の配当又は財産の分配を受ける権利を有する個人(複数いる場合は全員)

エ 出資・融資・取引その他の関係を通じて事業活動に支配的な影響を有する個人(例：大口債券者・会長・創業者など)

※2 日本国内の上場企業は個人とみなします。